

地域自然エネルギー振興基本条例の 必要性とひな形案

船橋晴俊(法政大学社会学部)

2012.6.6

Q1: 東日本大震災後、日本はどのような意味で岐路にあるのか

Q2: エネルギー政策について、どのような意味で二重の選択が問われているのか

Q3: 自然エネルギーの長所と多面的効果はどのようなものか

Q4: 地域に根ざした自然エネルギーの振興が、なぜ大切か

Q5: 地域に根ざした自然エネルギー振興は、いかにして可能か

Q1: 東日本大震災後、日本はどのような意味で岐路にあるのか

- 1970-71年にかけて、日本社会では、公害批判の世論が強まり、政策の優先順序が転換し、初めて有効な公害対策の実施が可能になり、企業経営の常識も大きく変化した。
 - 今回の震災は、それ以来の大きな変革を要請しているように見える
- 防災対策、安全対策
- エネルギー政策の見直し(エネルギー戦略シフトの必要性)
- 大都市圏と地方との関係のあり方 / 地域開発のあり方
 - 地域の自立
- 政策形成のあり方
- メディアのあり方
- 学問のあり方

Q2: エネルギー政策について、どのような意味で二重の選択が問われているのか

第1の選択肢: エネルギー戦略シフトの必要性

- 省エネ
- 脱原発ソフトランディング(放射性廃棄物への対処、除染、立地地域の財政・経済の再編) ← 福島原発事故の際、東京圏破滅まで紙一重だった。
- 化石燃料の使用の漸減
- 自然エネルギー(再生可能エネルギー)の積極的増大。

Q2: エネルギー政策について、どのような意味で二重の選択が問われているのか(続き)

第2の選択肢: 自然エネルギー利用における2つの道

- ①誘致型、外発的開発 → 必ずしも地域に十分な受益が還流しない。
 - ②地域に根ざした自然エネルギー振興
→ 地域の人々が中心になり、各地域に経済的受益を最大限に還流させる
- 2012年7月からの固定価格買取り制度の施行は、自然エネルギーの普及拡大にとって画期的な意義を有する。
- それだけに、外発的開発か、地域主導の開発かという選択が問われる。

Q3: 自然エネルギーの長所と多面的効果 はどのようなものか

1. 自然の循環に根ざしており枯渇せず、持続可能な社会の形成に貢献する。
2. 各地に遍在しており、地域の地理、歴史、文化に結びついている。
3. 自給を進めることにより、地域経済・国民経済を強化する。→膨大な石油輸入代金の負担縮小、
雇用の創出(ドイツは、太陽電池関連だけで13万人の雇用)
4. 互恵的な地域間連携が可能であり、地域間の公平な関係を創出する。
5. 災害時における地域の防災能力を高める。
6. 地域からの地球温暖化対策に寄与する。

Q4: 地域に根ざした自然エネルギーの 振興が、なぜ大切か

1. これまでの自然エネルギー利用は、必ずしも十分に地域に受益を還元できていない。

<風力発電の風車の台数の例>

- * 青森県の例 202基のうち、194基は県外の事業主体
- * 秋田県の例 105基のうち、100基は県外の事業主体 (典拠: NEDO資料など)
- * 誘致型開発は、地域の側に主体性、主導性が維持されないと、植民地型開発になってしまう。

Q4: 地域に根ざした自然エネルギーの 振興が、なぜ大切か(続き)

2. 地域への収入が大きく異なる。

* 外発型の開発の事例: 徳島県名東郡 佐那河内村

大川原ウインドファーム(15基 × 1300kW = 19500kWの設備)のうち、10基 = 13000kW の風車が立地。

平成22年の全体売上高は、4億100万円。 10基分相当は、2億6700万円と推定される。 そのうち、村への収入は、約3000万円の固定資産税のみ。

ただし、地方交付税減額の効果により、実質的には、上記の25%の約750万円に留まる

* 地域に根ざした事例: 徳島県 禰原町

町営の風車、2基 × 600kW = 1200kW

総事業費4億4497万円(内補助金1億8395万)

2008年の実績、設備利用率26%

売電収入3286万円 修理とメンテナンス費用計963万円 差額2323万円

* ただし、故障して稼働率が下がれば、赤字となる可能性有り。

Q5: 地域に根ざした自然エネルギー振興 はいかにして可能か

1. 世界風力エネルギー協会が定めた「コミュニティパワーの三原則」をヒントにして、地域自然エネルギーの定義条件を定め、それを優先的に振興する。

* 次の3基準のうち2つ以上を満たす事業を「コミュニティパワー」と言う。

- ①地域のステークホルダーが事業の全体あるいは大部分を担っている。
- ②地域社会に基づく団体が事業の議決権を持っている。
- ③社会的、経済的利益の大部分が地域に分配される。

(出典: ICLEI Japanのホームページより)

* 「地域自然エネルギー」とは、自然エネルギー資源を活用するための地域に根ざした事業であって、次の3項目のうち、2項目以上を満たす事業を言う。

- (1) [意思決定] 事業の意思決定は、地域に基礎をおく組織によって行われること。
- (2) [事業資金] 事業資金の過半が、当該地域に属する主体から提供されていること。
- (3) [受益の還流] 事業による利益の過半が、当該地域に属する主体に行き渡ること。

地域自然エネルギー振興基本条例(案)

「地域自然エネルギー振興基本条例(案)」前文より

今、大切なことは、〇〇市(町、村)の各地域における創富力(富を生み出す力)向上につながる自然エネルギー資源の活用である。そのためには自然エネルギー資源の活用において、住民の意思や行動の自由を尊重した上で、地域が主張すべき権利を明らかにし、地域に根ざした自然エネルギーの活用のための理念、原則及び基本的条件を定めることが必要である。

(目的)

第1条 本条例は、自然エネルギーが有する積極的・多面的価値を認識し、自然エネルギー活用のための理念と原則、自治体、住民、事業者などの責務を定めることによって、〇〇市(町、村)において、地域の地理、歴史、文化に立脚し、地域に根ざした自然エネルギーの活用を積極的に推進し、それによって持続可能で豊かな地域社会を形成することを目的とする。

地域自然エネルギー振興基本条例(案)

(定義)

第2条 本条例における自然エネルギー資源、自然エネルギー、地域自然エネルギー事業は以下の各号に示すとおり定義する。

- 一 「自然エネルギー資源」とは、風、太陽、森林、水、地熱など、自然の循環に根ざしつつ、地域の地理、歴史、文化と結びついて存在するエネルギー資源をいう。
- 二 「自然エネルギー」とは、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、小水力発電、地熱利用など、自然の循環に根ざして枯渇しないエネルギーをいう。
- 三 「地域自然エネルギー事業」とは、事業者の代表者・所在地、事業資金、受益の配分等について、別途定める一定の条件を満たす、自然エネルギー資源を活用するための地域に根ざした事業をいう。

地域自然エネルギー振興基本条例(案)

第2章 自然エネルギーの活用に関する基本原則等 (理念)

第3条 ○○市(町、村)の住民、自治体及び事業者は、以下の各号に示す理念に基づいて、○○市(町、村)での自然エネルギー活用を行うものとする。

- 一 住民、自治体及び事業者は、地域の自然エネルギー資源について、その価値を自覚し、持続可能な形で活用することに努める。
- 二 住民、自治体及び事業者は、互いに協力し、地域の自然エネルギー資源に基づく地域社会の創富力向上に努める。

(活用原則)

第4条 ○○市(町、村)で自然エネルギーを活用するに際しては、前条の理念を踏まえ、以下の各号に示す原則に基づくものとする。

- 一 自然の循環と生物多様性を尊重し、近隣地域との良好な関係のもとで、自然エネルギー資源の享受を進める。
- 二 エネルギー消費の抑制とエネルギー効率の向上に配慮する。
- 三 適正な技術の採用に努める。
- 四 地域の地理、歴史、文化を尊重する。
- 五 地域内外の十分な合意形成のもとに進む。
- 六 地域内の日照、水利などにかかわる権利に関する公正な取り扱いに努める。
- 七 公害、生活環境上の支障、環境負荷などの抑制に努める。
- 八 市(町、村)内外で各地域間・団体間の連携に努める。

2 ○○市(町、村)で自然エネルギーを事業として活用するに際しては、前項に加えて、以下の各号に示す原則に基づくものとする。

- 一 地域に根ざした事業体の形成に努める。
- 二 地域への受益の還元を努め、地域の公平な発展に寄与する。
- 三 生態系、周辺環境の保全及び事業の維持管理等に係る費用の公正な分担に努める。
- 四 必要に応じ、有識者の助言、第三者機関による審査に基づいて事業の改善に努める。

地域自然エネルギー振興基本条例(案)

第3章 自然エネルギーの活用にあつての行政の役割 (行政の役割)

第5条 行政は、〇〇市(町、村)の自然エネルギーの活用にあつし、以下の各号に示す役割を担う。

- 一 地域自然エネルギー事業を積極的に推進する。
- 二 自然エネルギーの適正な管理と運用のための計画(以下「〇〇市(町、村)自然エネルギー計画」という)を住民及び事業者の参画を得て策定する。
- 三 自然エネルギーの活用の視点を、土地利用計画、ゾーニングに反映させる。
- 四 この条例を適正に施行するために必要な、関連条例、運用規則(ガイドライン)等を整備する。
- 五 自然エネルギー資源の利用について判断する必要がある場合には、法令の適用等を含めてその適切さを確保する。

Q5: 地域に根ざした自然エネルギー振興 はいかにして可能か(続き)

2. 各地域内(県内、または、市町村内)の資金を活用して、
事業資金計画をつくる。

* 全国の金融機関で、「預金あれども投資無し」という事態が広
範に見られる。

[全国銀行協会によると]

2010年末の預金残高は、564兆円

2010年末の貸出残高は、416兆円

預金と貸出の差額は、148兆円＝それまでで最高
国民一人当たり、120万円程度にあたる。

* 例、(2009年3月末)

青森県では、地方銀行二行で、預貸率68%

預金3兆9352億円のうち、1兆2641億円が貸出しされず。

Q5: 地域に根ざした自然エネルギー振興 はいかにして可能か(続き)

3. 事業組織の形成を段階的に進める

①勉強会(学習会)の開催

基礎知識の収集、蓄積、

全国の経験(成功事例、失敗事例)を学ぶ。

② 事業組織の準備会による事業計画準備

事業計画、事業組織の構想、資金計画を作成していく。

③ 事業の実施

建設と運営を担う組織を設置し、実行する。

結論

地域自然エネルギー事業を推進する三点セット

1. 地域住民、行政、地域金融機関、専門家アドバイザーが参加する勉強会・学習会の継続 → 事業組織の準備会へ
（「学習会がすべてである」と言えるかもしれない）
2. 地域自然エネルギー振興基本条例
（地域が中心的、主導的の主体となる枠組み）
3. 地域金融
（地域に眠っているお金を投資に生かす。固定価格買取制度は、堅実な事業の可能性を開いた。事業の精査能力。キャッシュフロー中心の融資）。

* どの局面でも、地域内外の専門家との協力・支援を生かす。